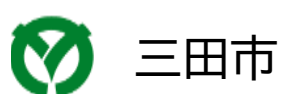


三田市
パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度の手引き



令和5（2023）年7月

目次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について・・・	1
2	宣誓することができる人	・・・ 2
3	宣誓をするには	・・・ 4
4	宣誓に必要なもの	・・・ 5
5	再交付・内容変更・返還について	・・・ 7
6	パートナーシップ宣誓制度の取組に係る連携協定について	8
7	Q&A	・・・ 9

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

三田市では、多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざしています。

その取り組みの一環として、令和元（2019）年10月からパートナーシップの関係を形成しようとする性的マイノリティの人たちを対象に、パートナーシップ宣誓制度を施行しました。

そして、令和5（2023）年7月からは対象をパートナーの親や子も拡大した「三田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しています。

この制度は、三田市が要綱に基づき行うものであり、法的拘束力はありません。

しかし、制度の導入によって、お互いを人生のパートナー、そして家族として尊重し合い、これからも三田市で自分らしく暮らしていくことができるよう支援するとともに、性的マイノリティの方への社会的理解が進み、多様性を認め合うことにより、誰もが自分らしく生きることができる共生社会の実現をめざします。

2 宣誓することができる人

◆パートナーとしての宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

○成年であること

※未成年の人は宣誓することができません。

○性的マイノリティ当事者であること。

※性的マイノリティとは、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者のこと

○どちらか一方が、三田市民であること、または三田市へ転入を予定していること

※宣誓日当日に三田市民である必要はありませんが、三田市へ引っ越し後14日以内に転入したことがわかるものを提出または提示していただく必要があります。

○結婚していないこと

○宣誓する相手方以外の人とパートナーシップ関係にないこと

○宣誓者同士の関係が近親者でないこと

※民法の規定により婚姻をすることができない関係にある人と宣誓をすることはできません。

(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある場合等。次ページの図を参照)

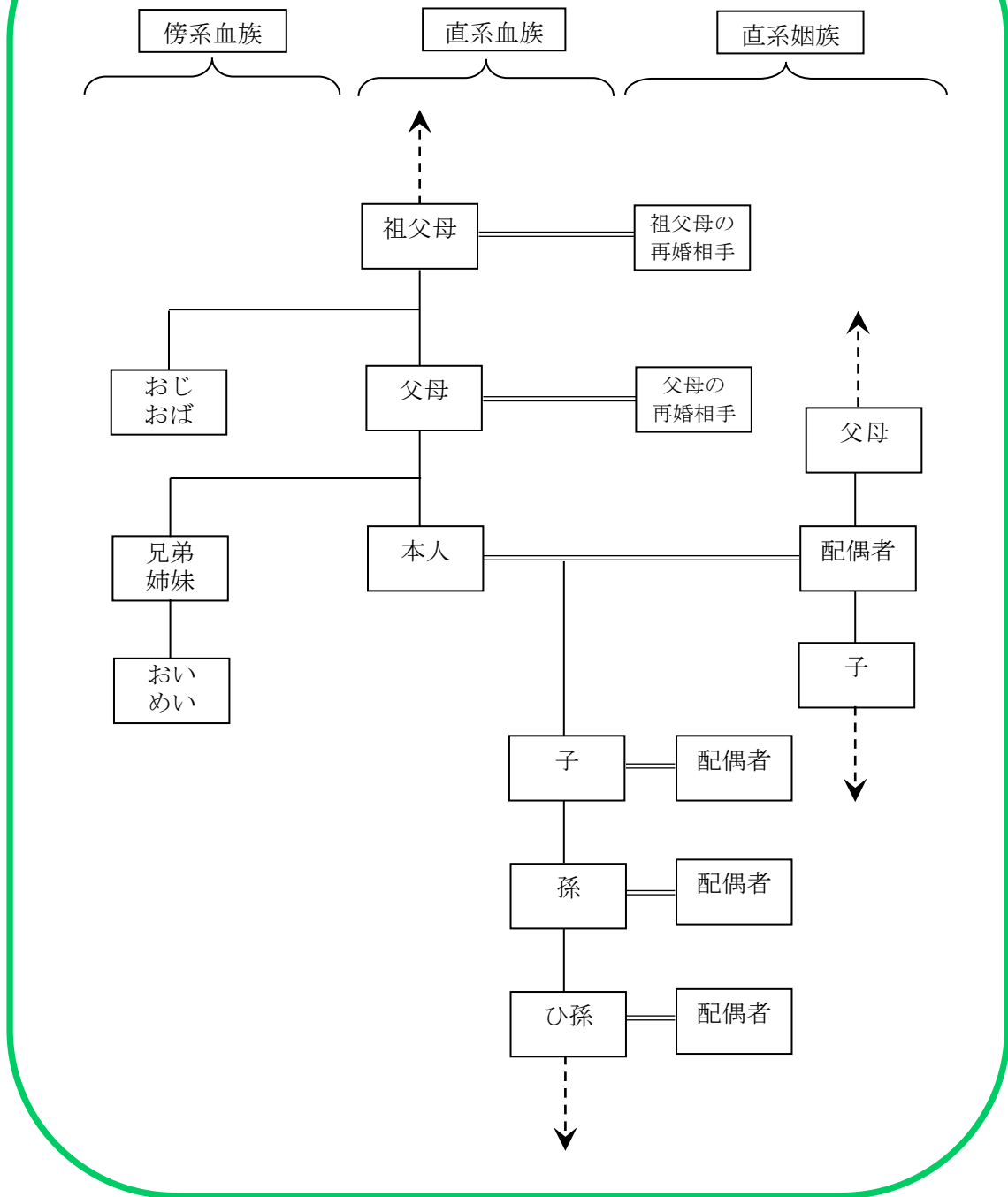
※ただし、宣誓者同士がパートナーシップ関係に基づく養親と養子の関係にある場合については、宣誓をすることができます。

◆ファミリーも一緒に宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

○パートナーシップ関係にある者の子又は親であること

○ファミリーシップ対象の子又は親が15歳以上の場合は、本人の同意があること

パートナーシップの宣誓をすることができない者（近親者）



※個別の事情について相談したい場合は、人権共生推進課へご連絡ください。

3 宣誓をするには

宣誓から宣誓書受領証・カード交付までの主な流れは以下のとおりです。

(1) 事前審査に必要な書類の提出

審査に必要な書類を、人権共生推進課へご持参または郵送にてご提出ください。事前審査には1週間程度かかります。

また、宣誓受領証の交付日時を調整しますので、複数の候補日をご検討ください。

※宣誓日は、宣誓書に記入された日となります。

【提出先・問い合わせ先】
〒669-1595
三田市三輪2丁目1番1号
三田市役所
人権共生推進課（本庁舎4階）
TEL:079-559-5062
FAX:079-559-5063
E-mail:jinken_u@city.sanda.lg.jp

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証・

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの受領

予約したパートナーシップ宣誓書受領証交付日時に、必ずお二人そろってお越しください。

※交付できる日時は、平日の午前9時～午後5時です。

本人確認が必要となりますので、事前審査で提出した本人確認資料の原本をお持ちください。

※ご希望に応じて個室での対応も可能です。

4 宣誓に必要なもの

宣誓には以下のものが必要となります。

(1) 事前審査に必要な書類

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式①）
必要事項を記入してください。表面・裏面とも記入が必要です。
※表面の日付欄に記入した日が宣誓日となります。

- ② 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
1人1通ずつ必要です。
※本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。
※同一世帯になっている場合は、2人とも記載されているもの1通で構いません。
※三田市に転入予定の場合は、人権共生推進課にご相談ください。

- ③ 全部事項証明書（戸籍謄本）（3か月以内に発行されたもの）
1人1通ずつ必要です。
※独身であること及び宣誓をする2人が近親者でないことを確認するための書類です。独身証明書や個人事項証明書（戸籍抄本）では審査できませんのでご注意ください。
※子又は親を含めて宣誓する場合には、親子関係の確認をします。
※全部事項証明書（戸籍謄本）は、本籍地の市区町村でないと発行できません。本籍地が遠方の方は郵送で取り寄せることもできますので、本籍地の市区町村へお問い合わせください。
※外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明・家族関係証明書など）を本国で発行してもらい、日本語の翻訳を添えて提出してください。

- ④ 本人確認書類の写し（戸籍法施行規則11-2に基づく）
それぞれに本人である確認が必要です。
※個人番号カード（通知書は不可）・運転免許証・旅券など
※または、官公署が発行した免許証、許可証、資格証書等で、本人の顔写真が貼付されたものの写しなど

- ⑤ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する同意書（様式①別紙）
15歳以上の子又は親を含めて宣誓する場合は、本人の同意が必要です。

(2) 宣誓書受領証交付時に必要な書類

○本人確認書類

事前審査で提出した本人確認書類の原本を提示してください。

※代筆者の本人確認も必要です。

宣誓書（見本）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

第 号

宣誓書 宛

制定は、三田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条の規定により、三田市の人生のパートナーシップを宣言します。

年 月 日

宣誓者 氏名 住所

宣誓者 氏名 住所

宣誓書受領証（見本）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

第 号

宣誓者 氏名 住所

宣誓者 氏名 住所

制定は、三田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条の規定により、三田市の人生のパートナーシップを宣言し、後に開ける事項を宣誓されたことを証明します。

・この宣誓のみに基づいて成立し、任意期間の履行を要し、裁判の経路により履行される義務があること。

・この宣誓書は、三田市に提出し、三田市に保存されます。

三田市 市長 森 哲 男

宣誓書受領証カード（見本）

(表面) パターン1

第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ

宣誓書受領証カード

様 様

平成 年 月 日生 平成 年 月 日生

三田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定に基づき宣誓をされたことを証明します。

令和 年 月 日

三田市長 森 哲 男

公印

(裏面)

戸籍上の名前（通称名を使用している場合）
子又は親の名前
特記事項

この証明カードは、三田市として、おふたりが互いに人生のパートナー又は家族として宣誓されたことを証し、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざしています。この証明カードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

(表面) パターン2

第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ

宣誓書受領証カード

様 様

平成 年 月 日生 平成 年 月 日生

三田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定に基づき宣誓をされたことを証明します。

令和 年 月 日

三田市長 森 哲 男

公印

5 再交付・内容変更・返還について

(1) 再発行について

紛失、き損、汚損等の事情により再交付を希望される場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式④）を提出してください。

申請から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

※下記のとおり再交付したことがわかるように記載します。

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」

→ 証明書の右上に「再交付」の文字を四角で囲って記入

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」

→ 裏面の特記事項欄に「再交付： 年 月 日」と記入

(2) 宣誓内容の変更について

宣誓をした内容に変更が生じた場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式⑤）を提出してください。

変更後の内容で、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」を再交付します。届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

※（2）と同様に再交付したことがわかるように記載します。

(3) 返還について

次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式⑥）を添えて、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」を返還しなくてはなりません。

- 当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき
- 双方が市外へ転出したとき（協定自治体間への転出を除く）
- その他、宣誓要件に該当しなくなったとき

6 パートナーシップ宣誓制度の取組に係る連携協定について

阪神・丹波9市1町と、「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」を締結しています。

協定書を締結している自治体からの転出入について、手続きが簡素化されます。

【協定書を締結している自治体】

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町

(1) 締結自治体からの転入手続き

転入手続きには以下のものが必要となります。

① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓申告書（様式⑦）

※本申告書に基づき、氏名・通称名・旧住所及び本市受領証の交付日について、提出された受領証等を添えて転出元自治体へ通知することに同意が必要です。

② 転出元の自治体で交付された「宣誓書受領書等」（2人分）

③ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）

※1人1通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2人とも記載されているものの1通で構いません。

※本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。

(2) 宣誓受領証等の交付

受領証には、三田市で交付した交付年月日を記入します。中央部分に「宣誓日：年 月 日」として当初の宣誓日を記入します。

受領証カードの表面には、三田市で交付した交付年月日を記入します。裏面の特記事項欄に「宣誓日：年 月 日」として当初の宣誓日を記入します。

(3) 締結自治体への転出手続き

協定書を締結している自治体に転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合は、三田市で交付した受領証等を返還する必要はありません。転出先の自治体で手続きを行ってください。

7 Q&A

Q 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A ご希望に応じて個室での対応も可能です。提出された書類や、記載されている内容等の大切な個人情報、厳重に保管し、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q 宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓書の提出や、宣誓書受領証等の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓の時に提出していただく必要書類の発行には手数料が必要です。

Q パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

A 結婚は法律に基づき行われるもので、法的な家族となり、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、三田市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるものであり、法的な効力はありません。また、宣誓を行ったことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q 法的効力がないのに、なぜこの制度があるのですか？

A この制度は、お二人のパートナーシップの関係を尊重するものです。この制度をきっかけとして、性的マイノリティに関する社会的理解が進み、パートナーシップ・ファミリーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A 結婚に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約を結ぶ方法があります。詳しくはお近くの公証役場へお問い合わせください。

Q 同居の親と未成年の子どもがいます。子どもだけをファミリーとして一緒に宣誓することはできますか？

A パートナーシップ関係のお二人の意思により子どもだけファミリーの手続きをすることができます。ファミリーを証明するための受領証等を所持するのはパートナーのお二人だけです。ただし、15歳以上の子や親の場合は、本人の同意が必要です。

Q 三田市民でないと宣誓できませんか？

A いずれか一方が、市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。転入予定で宣誓した場合、引っ越してから14日以内に三田市に転入したことがわかるもの（住民票の写し等）を提出または提示してください。

Q 通称名を使用できますか？

A 社会生活において日常的に使用している場合は通称名を使用できます。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の名前を記入します。

※通称名とは…戸籍等に記載されている名前（本名）とは別に日常的に使用している名前のこと。外国籍の人が使用している日本名や、性別違和の人が使用している自分が思う性別にあった名前など。

Q 宣誓書受領証等はすぐにもらえますか？

A 宣誓後、すぐにお渡しできます。ただし、宣誓日の1週間前までに、必要書類の提出による事前審査が必要です。

Q 三田市外へ引っ越しすることになったときはどうしたらいいですか？

A お二人とも三田市外へ転出される場合、宣誓書受領証等を返還していただくこととなります。（「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」に基づく「協定自治体」への転出を除く。）

その際は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式⑥）に必要事項を記入し、一緒に提出してください。

なお、どちらかお一人だけが三田市外へ転出される場合は、次のQ&Aを参照してください。

Q 三田市内で引っ越しすることになったときはどうしたらいいですか？

A どちらかお一人またはお二人とも市内で住所が変更となる場合、宣誓内容に変更が生じることとなりますので「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式⑤）」を変更内容がわかる書類と合わせてご提出ください。

どちらかお一人だけが三田市外へ転出することになった場合も同様の手続きが必要です。

Q パートナーシップ関係を解消するにはどうしたらいいですか？

A パートナーシップ関係を解消した場合、宣誓書受領証等をお二人とも返還していただきます。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式⑥）に必要事項を記入し、一緒にご提出ください。



※パートナーシップ宣誓制度の取組に関する締結自治体が、性の多様性の理解促進や機運醸成に向け連携した取組を進め、広域的な情報発信及び啓発効果をさらに高めることを目的として、共通啓発ロゴを作成しています。

※ALLY(アライ)とは、性的マイノリティの人たちを理解し支援する人たちのこと。英語の「同盟、支援」を意味する「ally」を語源とすることばです。

【問い合わせ先】

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号
三田市役所 人権共生推進課（本庁舎4階）
TEL:079-559-5062 FAX:079-559-5063
E-mail:jinken_u@city.sanda.lg.jp